

受検申請手続き

1 受検申請書の配布

- ・受検申請書は、当協会または職業能力開発関係施設（裏表紙参照）にて、無料で配布します。
- ・受検申請書の送付をご希望の場合は、当協会に電話で直接ご連絡ください。ただし、**送料は着払い**です。
- ・当協会ホームページに掲載の「受検申請書類申込書」をダウンロードし、当協会宛にFAXまたは郵送してください。

2 受付期間

令和7年4月7日(月)～令和7年4月18日(金)

3 提出書類

(1)～(3)については必ず提出してください。(4)～(7)については必要な場合のみ提出してください。

(1) 受検申請書

- ・受検する級によって申請書が異なります。11～13 ページの確認事項及び記入例をよく読み、**黒のボールペン**ではっきりと記入してください。**消せるボールペンおよび鉛筆は使用しないでください。**
- ・受検申請は原則1人1作業です。2作業以上の受検申請をされた場合は、たとえ試験日が重複したとしても、受検手数料は返還できません。受検資格や試験免除については8～10 ページを参照してください。
- ・間違えた場合は2重線で消し、正しい内容を記入してください。修正テープや修正ペンは使用しないでください。

(2) 振込確認書類（写し）

- ・受検手数料（4～7 ページ参照）をご確認の上、振込日、振込人名、振込金額、振込先が確認できるものを必ず提出してください。（インターネットバンキング等で振込まれる場合は、振込結果画面のプリントで可）
- ・協会窓口での現金払いはできません。
- ・入金について過不足がある場合、電話でご連絡することがあります。
- ・受検申請書を受理した後は、いかなる理由（病気・業務の都合などによる欠席）があっても受検手数料の返金はできません。ただし、試験会場または設備などの都合により試験を中止した場合は、返金します。

振込先

【口座番号】 広島銀行 県庁支店
普通預金 1005966

【口座名義】 広島県職業能力開発協会

(3) 本人確認書類（写し）

- ・受検申請者の氏名と生年月日を確認するため、本人確認書類の写しを申請書の左下へ貼付してください。（運転免許証・個人番号カード・健康保険被保険者証・学生証等）
- ・個人番号や保険記号、番号等が記載されている箇所は**黒塗り**して提出してください。
- ・氏名が変更になっている場合は、変更が確認できる書類（住民票等）が必要です。免許証の裏書き手続きされているものでも可能です。



○氏名と生年月日がすべて写っている

本人確認書類の住所は現住所と同じでなくてもかまいません。



×氏名と生年月日が切れている



×字が不鮮明になっている

(4) 実技受検手数料の減免に係る証明書類（写し）3級のみ

- ・令和7年4月1日時点で23歳未満であり、かつ受付期間時点において雇用保険被保険者（在職者）の方は、実技受検手数料の減免対象となります。
- ・減免を受ける場合は、受検申請書と一緒に雇用保険被保険者証の写し、または給与明細等の写しを提出してください。

(5) 免除資格証明書類（写し）

- ・実技試験または学科試験の免除に該当する方は、当協会から発行している一部合格通知など、その資格を証明できる合格証書、または免許証等の写しを提出してください。（10ページ参照）

(6) 技能検定合格証明書類（写し）

- ・1級（2級）を受検する方で、2級（3級）合格後の実務経験で受検する方（8ページ参照）は、「2級（3級）技能検定合格証書」の写しまたは「技能士カード・技能士手帳」の写しを提出してください。

(7) 申請明細書

- ・個人で受検申請書を提出する場合は、申請明細書は不要です。
- ・複数の受検者の受検申請書を団体・事業所・学校が、とりまとめて提出する場合において、とりまとめ団体・事業所・学校宛に「関係書類（受検票・実技試験問題・合格通知書）」の送付を希望する場合は、申請明細書を添付してください。申請明細書の添付がない場合は、各受検者個人宅宛に送付となります。（11ページ参照）

※この様式は当協会ホームページに掲載しています。様式をダウンロードしてお使いください。

4 提出方法

- ・提出は原則、書留郵便・宅配便等をお願いします。
- ・表に「技能検定申請書在中」と朱書きしてください。
- ・申請書類の到着確認に関する電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。

令和7年4月18日(金) 必着

提出先

問合せ先

〒730-0052

広島市中区千田町3丁目7-47 広島県情報プラザ5F

広島県職業能力開発協会 技能検定グループ

TEL:082-245-4020